

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例及び藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例及び藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例及び藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

（藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第3条 藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要による。